

福岡県自立支援資金 貸付規程

(目的)

第1条 この規定は、「児童養護施設退所者等に対する自立支援資金の貸付について（平成28年3月7日厚生労働省発雇時0307第3号厚生労働事務次官通知）」、「児童養護施設退所者などに対する自立支援資金貸付制度の運営について（平成28年3月7日雇時発0307第6号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）」及び「福岡県児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業実施要綱（平成28年4月1日施行）」の規定に基づき、児童養護施設等入所中又は里親等へ委託中の者及び児童養護施設等を退所した者又は里親等への委託が解除された者に対して、自立支援資金を貸付け、もってこれらの者の円滑な自立を支援することを目的とする。

(実施主体)

第2条 福岡県自立支援資金（以下「自立支援資金」という。）の貸付けは、社会福祉法人福岡県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が行う。

(貸付の種類)

第3条 自立支援資金は、生活支援費、家賃支援費、資格取得支援費とする。

(貸付対象者)

第4条 自立支援資金の貸付けの対象となる者（以下「貸付対象者」という。）は、以下のとおりとする。

- 一 生活支援費の貸付対象者は、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設又は児童自立生活援助事業所（以下「児童養護施設等」という。）を退所した者又は里親若しくは小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）（以下「里親等」という。）の委託を解除された者のうち、保護者等からの経済的な支援が見込まれない者であって、学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に規定する大学、同法第115条に規定する高等専門学校及び同法第124条に規定する専修学校等（以下「大学等」という。）に在学する者（以下「進学者」という。）
- 二 家賃支援費の貸付対象者は、次のとおりとする。
 - イ 進学者
 - ロ 児童養護施設等を退所した者又は里親等の委託を解除された者のうち、保護者等からの経済的な支援が見込まれない者で、就職している者（以下「就職者」という。）
- 三 資格取得支援費の貸付けの対象となる者は、児童養護施設等に入所中若しくは里親等に委託中の者又は児童養護施設等を退所した者若しくは里親等の委託を解除された者であって、就職に必要な資格の取得を希望する者（以下「資格取得希望者」という。）とする。

(自立支援資金の貸付期間及び貸付額)

第5条 自立支援資金の貸付期間及び貸付額は、以下のとおりとする。

一 生活支援費

貸付期間：大学等に在学する期間

貸付額：月額50,000円

※ 上記に加え、医療機関を定期的に受診する場合、貸付期間のうち2年間までは医療費などの実費相当額を貸付額に追加することができる。

二 家賃支援費

イ 進学者

貸付期間：大学等に在学する期間

貸付額：月額 32,000 円を限度とする（管理費及び共益費を含む。）

ロ 就職者

貸付期間：退所又は委託解除後から 2 年を限度として就労している期間

貸付額：32,000 円を限度とする（管理費及び共益費を含む。）

三 資格取得支援費の貸付額は、資格取得に要する費用の実費とし、250,000 円を上限とする

（貸付方法及び利子）

第 6 条 自立支援資金は、県社協会長と貸付対象者との契約により貸し付けるものとする。

2 貸付対象者は、児童養護施設等の退所又は里親等の委託解除から 5 年が経過するまでの間、貸付の申請を行うことができる。児童養護施設の退所又は里親等の委託解除の時点においては、貸付を申請する必要がなかった者がその後生じた事由により貸付の申請を行うこともできるものとする。ただし、前条第 1 号から第 3 号までの貸付について、申請はそれぞれ 1 回までとする。

3 利子は、無利子とする。

（連帯保証人）

第 7 条 自立支援資金の貸付けを受けようとする者は、原則として連帯保証人を立てるものとする。ただし、連帯保証人を立てない場合でも、貸付けを受けることができるものとする。

（貸付けの申請手続）

第 8 条 自立支援資金の貸付けを申請しようとする者は、自立支援資金貸付申請書（以下「貸付申請書」という。）に貸付けを受けようとする事項に応じて、次に掲げる書類を添付して、県社協会長に提出するものとする。

一 就職者（家賃支援費）

- ・自立支援資金貸付申請書（家賃支援費・生活支援費） 様式第 1 号
- ・同意書 様式第 3 号
- ・在職証明書（就職内定書） 様式第 4 号
- ・家賃額証明書（家賃額が記載されたもの） 様式第 6 号
- ・里親委託中および里親委託解除者は、児童相談所長の意見書 様式第 3 6 号

二 進学者（生活支援費および家賃支援費）

- ・自立支援資金貸付申請書（家賃支援費・生活支援費） 様式第 1 号
- ・同意書 様式第 3 号
- ・在学証明書（入学決定書） 様式第 5 号
- ・家賃額証明書（家賃額が記載されたもの） 様式第 6 号
- ・里親委託中および里親委託解除者は、児童相談所長の意見書 様式第 3 6 号

三 資格取得支援費希望者

- ・自立支援資金貸付申請書（資格取得支援費） 様式第 2 号
- ・同意書 様式第 3 号
- ・資格取得費用見積書（領収書）の写し
- ・里親委託中および里親委託解除者は、児童相談所長の意見書 様式第 3 6 号

(選考)

第9条 県社協会長は、貸付対象者の選考を前条の規定により提出された書類の審査によって行うものとする。

2 県社協会長は、貸付対象者の選考を行うに当たっては児童相談所長に意見を聴かなければならない。

(貸付決定通知書の交付)

第10条 県社協会長は、申請者に対して資金を貸付ける旨を決定したときは、自立支援資金貸付決定通知書に(様式第25・26号)より申請者、連帯保証人及び児童養護施設長等に対し通知するものとする。

2 県社協会長は、申請者に対して資金を貸付けない旨を決定したときは、前条に準じて、自立支援資金貸付不承認通知書(様式第27・28号)により申請者、連帯保証人及び児童養護施設長等に対し通知するものとする。

(貸付契約の締結)

第11条 県社協会長は、貸付けを決定した貸付対象者と自立支援資金貸借契約書(様式第7号)により貸付契約を締結するものとする。

(借受人等の責務)

第12条 自立支援資金の貸付けを受けた者は、「社会的養護自立支援拠点事業等の実施について」(令和6年3月30日付け支家第183号子ども家庭庁支援局通知)別紙1の「社会的養護自立支援拠点事業」を行う者及び児童養護施設等による相談支援及び就労支援機関等による就労支援等により、経済的及び社会的な自立を図り、安定した生活を継続できるよう努めなければならない。

2 自立支援資金の貸付けを受けた者及び連帯保証人は、県社協から貸付けの要件等に関する問い合わせを受けたとき又は報告を求められたときは、回答又は報告を行わなければならない。

(貸付けの停止)

第13条 貸付けを受けている就職者の就職先が倒産したとき又は災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由等により就労することができなくなったときは、離職届(様式第13号)及び貸付停止届(様式第15号)を県社協会長に届け出なければならない。

2 前項の規定により届け出をした者が再就職したときは、再就職届(様式第16号)及び貸付再開届(様式第17号)を県社協会長に届け出なければならない。

3 県社協会長は第1項の規定により離職届を受領したときは、第2項に規定する貸付再開届の提出があるまで貸付けを停止する。ただし、停止期間は2年以内とする。

(貸付契約の解除)

第14条 県社協会長は、貸付けを受けている進学者が大学等を退学及び停学となったとき、貸付けを受けている就職者が就職先を離職したとき又は貸付けを受けている進学者又は就職者が死亡したときは、その契約を解除するものとする。

2 県社協会長は、貸付けを受けている進学者又は就職者が貸付期間中に貸付契約の解除を申し出たときは、その契約を解除するものとする。

(返還の債務の当然免除)

第 15 条 県社協会長は、自立支援資金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、自立支援資金の返還の債務を免除するものとする。

- 一 進学者については、大学等を卒業した日から1年以内に就職し、かつ、5年間引き続き就業を継続したとき、及び5年間の就業期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のために就業を継続することができなくなったとき
- 二 就職者については、就職した日から5年間引き続き就業を継続したとき、及び5年間の就業期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のために就業を継続することができなくなったとき
- 三 資格取得希望者については、就職した日から2年間（大学等へ進学した後に資格取得支援費の貸付けを受けた場合には、大学等を卒業した日から1年以内に就職し、かつ2年間）引き続き就業を継続したとき、及び2年間の就業期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のために就業を継続することができなくなったとき

(返還)

第 16 条 自立支援資金の貸付けを受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。）には、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から起算して貸し付けを受けた期間の2倍に相当する期間（経済状況等やむを得ない事由により当該期間の範囲内での返還が困難であると県社協会長が認めた場合は、貸付を受けた期間の4倍に相当する期間）の範囲内に、一回払、半年賦又は月賦等による均等償還により返還しなければならない。

- 一 自立支援資金の貸付契約が解除されたとき
 - 二 貸付けを受けた進学者又は資格取得希望者が、大学等を卒業した日から1年以内に就職しなかったとき
 - 三 資格取得支援費の貸付けを受けた者が、資格を取得する見込みがなくなったと認められるに至ったとき
 - 四 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障のために就業を継続することができなくなったとき
- 2 前項に規定する返還期間により難しい場合には、県社協会長は、個別の事例ごとに知事の承認を得て、さらに長期の返還期間を設定することができる。

(一時償還)

第 17 条 県社協会長は、自立支援資金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、履行期限の到来していない返還の債務の額の全部又は一部につき、一時償還を請求することができる。

- 一 自立支援資金を貸付けの目的以外に使用したとき
- 二 償還金の支払を怠ったとき
- 三 虚偽の申請その他不正な手段により貸付けを受けたとき
- 四 前各号に掲げる場合のほか、この規程の規定若しくは自立支援資金の貸付契約の条項に違反し、又は県社協会長の指示に従わなかったとき

(返還方法等)

第 18 条 自立支援資金の返還は、1 回払、半年賦又は月賦等による均等償還によるものとし、県社協会長が発行する請求書をもって行うものとする。

(返還明細書)

第 19 条 第 16 条各号に規定する理由が生じたことにより自立支援資金を返還しなければならない者は、その理由が生じた日（第 20 条の規定による返還債務の履行猶予を申請した者にあつては、その申請に対して決定された猶予期間の終わった日又は第 21 条の規定による返還債務の免除を申請した者にあつては、その申請に対する決定の通知を受けた日）から起算して 15 日以内に自立支援資金返還明細書（様式第 21 号）を県社協会長に提出しなければならない。

- 2 県社協会長は、前項の返還明細書に基づき貸付金の納入を決定したときは、自立支援資金貸付納入通知書（様式第 29 号）により申請者に通知するものとする。
- 3 第 1 項の返還明細書に記載した自立支援資金の返還方法及び返還額を変更するときは、自立支援資金返還方法変更届（様式第 22 号）を県社協会長に提出しなければならない。

(返還の債務の履行猶予)

第 20 条 県社協会長は、自立支援資金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続する間、自立支援資金の返還の債務の履行を猶予するものとする。

- 一 進学者が、貸付契約を解除された後も引き続き大学等（大学院を含む。）に在学しているとき
 - 二 資格取得希望者が、児童養護施設等に入所中又は里親等へ委託中であるとき、及び大学等（大学院を含む。）に在学しているとき
- 2 県社協会長は、自立支援資金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続している間、履行期限の到来していない自立支援資金の返還の債務の履行を猶予できるものとする。ただし、当該各号に掲げる事由が発生したとき、既に履行期限の到来しているものについては、この限りでない。
- 一 貸付を受けた進学者、就職者又は資格取得希望者が就業しているとき
 - 二 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき

(返還の債務の裁量免除)

第 21 条 県社協会長は、自立支援資金の貸付けを受けた者が、次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、貸付けた自立支援資金（既に返還を受けた額を除く。）に係る返還の債務を当該各号に定める範囲内において免除できるものとする。

- 一 死亡、又は障害により貸付けを受けた自立支援資金を返還することができなくなった場合
返還の債務の額（既に返還を受けた額を除く。以下同じ。）の全部又は一部
- 二 長期間所在不明となっている場合等自立支援資金を返還させることが困難であると認められる場合であつて、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から 5 年以上経過した場合
返還の債務の額の全部又は一部
- 三 貸付けを受けた進学者又は就職者が、自立支援資金の貸付けを受けた期間以上就業を継続した場合
返還の債務の額の一部
- 四 貸付けを受けた資格取得希望者が、1 年以上就業を継続したとき
返還の債務の額の一部

(延滞利子)

第 22 条 県社協会長は、自立支援資金の貸付けを受けた者が正当な理由がなくて自立支援資金を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年 3.0 パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。なお、令和 2 年 3 月 31 日以前の期間に対応する返還すべき額の計算については、従前の例によることとする。ただし、当該延滞利子が、払込みの請求及び督促を行うための経費等これを徴収するのに要する費用に満たない少額なものと認められるときは、当該延滞利子を徴収しないことができる。

(返還猶予の申請手続)

第 23 条 第 20 条の規定による自立支援資金の返還債務の履行猶予を受けようとする者は、自立支援資金返還猶予申請書（様式第 20 号）に猶予を受けようとする理由を証することができる書類を添えて県社協会長に提出しなければならない。

- 2 県社協会長は、前項の申請書を審査し、自立支援資金の返還債務の履行猶予を決定したときは、自立支援資金返還猶予決定通知書（様式第 30 号）により申請者に通知するものとする。
- 3 県社協会長は、第 1 項の申請書を審査し、自立支援資金の返還債務の履行猶予を認めない旨を決定したときは、自立支援資金返還猶予不承認通知書（様式第 31 号）により申請者に通知するものとする。

(返還免除の届出手続)

第 24 条 貸付けを受けている者は、第 15 条各号のいずれかに該当することとなったときは、その事実の発生した日から起算して 15 日以内に自立支援資金返還当然免除事実発生届（様式第 23 号）に当該事実が発生したことを証明できる書類を添えて県社協会長に届け出なければならない。

- 2 県社協会長は、前項の届出書を受理し、自立支援資金の返還債務を免除するときは、自立支援資金返還免除決定通知書（様式第 32 号）により申請者に通知するものとする。
- 3 県社協会長は、第 1 項の届出書を受理し、自立支援資金の返還債務免除を認めない旨を決定したときは、自立支援資金返還免除不承認通知書（様式第 33 号）により申請者に通知するものとする。

(返還免除の申請手続)

第 25 条 第 21 条の規定による自立支援資金の返還債務の免除を受けようとする者は、自立支援資金返還免除申請書（様式第 24 号）に免除を受けようとする理由を証明することができる書類を添えて県社協会長に提出しなければならない。

- 2 県社協会長は、前項の申請書を審査し、自立支援資金の返還債務の免除を決定したときは、自立支援資金返還免除決定通知書（様式第 32 号）により申請者に通知するものとする。
- 3 県社協会長は、第 1 項の申請書を受理し、自立支援資金の返還債務免除を認めない旨を決定したときは、自立支援資金返還免除不承認通知書（様式第 33 号）により申請者に通知するものとする。

(届出)

第 26 条 貸付けを受けている者及び第 20 条の 2 の一に該当する者は、次の各号に該当するときは、その事実が発生した日から起算して 15 日以内に当該各号に定める様式によりその旨を県社協会長に届け出なければならない。

- 一 住所又は氏名を変更したとき。 様式第 9 号

- 二 退学、休学、復学若しくは卒業したとき又は停学の処分を受けたとき。 様式第18号
 - 三 離職したとき。 様式第13号
 - 四 再就職したとき。 様式第16号
 - 五 自立支援資金の貸付けを辞退するとき。 様式第12号
 - 六 保証人の住所、氏名又は職業に変更があったとき。 様式第9号
 - 七 家賃額に変更があったとき。 様式第37号、様式第38号
- 2 保証人（保証人がいない場合は、児童養護施設等に入所中又は退所した者については児童養護施設長、里親等に委託中又は委託を解除された者については児童相談所長）は、保証に係る貸付けを受けている者が死亡又は心身の故障のため就業（修学）を継続することができなくなったときは、その日から起算して15日以内に死亡届（様式第10号）又は就業（修学）継続不能届（様式第11号）を県社協会長に提出しなければならない。
- 3 貸付けを受けている者は、自立支援資金の返還が終了し、又は減免されるまでの間は、就職者については毎年4月1日現在の現況届（様式第19号）、進学者については毎年4月1日現在の在学証明書（様式第5号）をその年の4月15日までに県社協会長に提出しなければならない。

（会計経理）

- 第27条 県より交付された貸付原資及び事務費については、この事業に関する特別会計を設けるか、または、平成23年7月27日雇発0329第24号、社援発0329第56号、老発0329第28号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知「社会福祉法人会計基準の制定について」別紙「社会福祉法人会計基準」に基づき、サービス区分において明確に区分すること。
- 2 貸付金の運用によって生じた運用益及び当該年度の前年度において発生した返還金は、貸付金を管理する特別会計または、社会福祉法人会計基準に基づきサービス区分に繰り入れるものとする。
- 3 この事業を廃止した場合は、その年度以降毎年度その年度において返還された自立支援資金に相当する額を県に返還するものとする。

（補足）

第28条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

この規程は、平成30年4月10日に改正し、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年7月28日に施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和3年2月25日に施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和4年3月25日に施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和5年1月19日に施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和6年4月24日に施行し、令和6年4月1日から適用する。